

岩砂訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団友愛会が開設する。岩砂訪問看護ステーション（以下『訪問ステーション』という）が行う指定訪問看護の事業（以下『事業』という。）は、要介護状態又は要支援状態等の高齢者（以下『要介護者等』という。）に対し生活の質の確保を重視し、日常生活動作能力を維持、回復させるとともに、住み慣れた地域社会や家庭で療養できるようにしていくことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 訪問ステーションは、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業所、関係市町村、他の保健、医療又は福祉サービスとの綿密な連携に努め事業の運営をおこなうものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う訪問ステーションの名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 岩砂訪問看護ステーション
- (2) 所在地 岐阜市八代1丁目7番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 訪問ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名 （看護師を兼務）
管理者は、訪問ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師（准看護師） 8 名以上 （内1名は管理者1名）
- (3) その他職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） 4名以上

（営業日及び営業時間）

第5条 訪問ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までと、祝日を除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時
電話等による、24時間常時連絡可能な体制を取る

(職務内容)

第6条 管理者は、職員を管理し、適切な訪問看護等が行われるよう必要な配慮をし、運営を統括する。

2 看護師及び、その他の職員は要介護者等の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指す次の各号に示す訪問看護等のサービスに従事する。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭、洗髪、体位交換、褥瘡の処置、カテーテル等の管理
- (3) リハビリテーション
- (4) 食事、排泄の介助
- (5) 家族への介護指導等
- (6) ターミナルケア
- (7) 医師の指示による医療処置
- (8) その他

(職務体制の確保)

第7条 訪問看護等を受ける者(以下「利用者」という)に対し、適切な看護を提供するため、あらかじめ職員の勤務体制を定める。

2 職員の資質向上のために、研修の機会を確保するよう努める。

(勤務体制の確保)

第8条 訪問ステーションの運営に必要な広さの事務室と提供に必要な設備及び備品等を備え、衛生的な管理に努める。

(市町村との連携)

第9条 訪問ステーションの事業を運営にあたり、市町村及び他の保健、医療又は福祉サービスの提供者との連携をし、介護保険法の指定訪問看護等に際しては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。

(内容の教示)

第10条 訪問看護等の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し利用手続き、提供方法及び内容等について説明し理解を得るものとする。

(指定訪問看護等の提供の開始及び終了等)

第11条 訪問看護等の提供の開始に際し、利用申込書の主治医が発行する訪問看護等指示書の交付を受けなければならない。

- 2 利用者が必要とする療養上の世話の程度が重いことをもって訪問看護等の提供を拒んではならない。
- 3 利用者の病状又は居住地との距離等の理由により適切な訪問看護等の提供が困難と認めた場合には、主治医へ連絡をとり必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者の病歴、家庭環境等を把握し、病状及び心身の状態について、定期的に主治医に訪問看護等の提供の継続の可否を相談しなければならない。
- 5 利用者の訪問看護等の提供の終了に際しては、その家族等に対して適切な指導を行うとともに、主治医に情報の提供及び保健、福祉サービス提供者との連携に努め介護保険法の指定訪問看護等に際しては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携を図る。

(受給資格の確認)

- 第12条 訪問看護等の療養日に係る、訪問看護等を受けることを求められた場合には、健康手帳により受給資格を確認しその健康手帳の医療の記録ページに必要事項を記載しなければならない。

(通 知)

- 第13条 利用者が正当な理由なく訪問看護等に関する指導に従わないとき及びその他不正行為によって訪問看護療養費の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して、その旨を当該利用者の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(指定訪問看護等の取扱方針)

- 第14条 訪問看護等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、療養上適切に行い、日常生活の充実に資するように行い、療養上の目標を設定し満然かつ画一的なものとならないよう、計画的に行うようにしなければならない。

(指定訪問看護等の具体的方針)

- 第15条 訪問看護等指示書及び看護計画書に基づき、心身の機能の維持回復を図るよう懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように、適切に指導しなければならない。

- 2 訪問看護等に当たっては、常に医学の立場を堅持し、心身の状態を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して心理的効果をあげるよう適切な指導をしなければならない。

- 3 利用者の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努めその家族等に対し適切な指導を行わなければならない。

（主治医との関係）

第16条 主治医が発行した指示書に基づき管理者は適切な訪問看護等が行われるよう必要な管理をする、看護師は利用者の病状及び心身の状態に応じた適切な訪問看護等を行うため、主治医との密接な連携を図らなければならない。

（訪問看護等計画書の作成）

第17条 看護師等は、利用者ごとに訪問看護等計画書及び報告書を作成し主治医及び管理者に提出しなければならない。

（緊急時の対応）

第18条 看護師等は訪問看護等を行っている利用者に病状の急変時が生じた場合に速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（利用料、その他費用）

第19条 事業を提供した場合の利用料額、その他の費用については、次のとおりとする。

- （1）訪問ステーションは、事業を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護等が法定代理受領サービスのあるときは、利用者の負担割合に準じた額とする。
- （2）通常の事業実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、1キロメートルにつき40円を徴収する。但し、当該事業実施地域を越えた地点から片道10キロメートルまでとする。

（通常の事業実施区域）

第20条 訪問ステーションの実施区域は、岐阜市、山県市内とする。

（秘密保持等）

第21条 訪問ステーションの管理者及び従業者は業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

- 2 訪問ステーションは、管理者及び従業者であった者に業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、管理者及び従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第 2 2 条 訪問看護ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年 1 回）
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 訪問ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(相談、苦情処理)

第 2 3 条 訪問ステーションの管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの相談苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営に関する事項)

第 2 4 条 訪問ステーションの運営規程の概要、従業者の勤務体制等を見やすい場所に掲示する。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人社団友愛会と訪問ステーションとの協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

この規程は平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 22 年 10 月 4 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 8 月 5 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は平成 26 年 6 月 23 日から施行する。
この規程は平成 26 年 9 月 22 日から施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する
この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する
この規程は平成 27 年 9 月 1 日から施行する
この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する
この規程は平成 28 年 10 月 28 日から施行する
この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する
この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する
この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する
この規程は令和 4 年 11 月 3 日から施行する
この規程は令和 5 年 10 月 1 日から施行する
この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行する
この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する
この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する